参考様式第１号

選挙運動用自動車使用契約書

（一般乗用旅客自動車運送事業者用）

　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の借り入れに関して次のとおり契約を

締結する。

1. 使用目的　　　　　　　　公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用
2. 車種及び自動車登録番号又は車両番号
3. 台数　　　　　　　　１台
4. 使用期間
5. 契約金額

　　　　　　　　 内訳　 　　１日　　　　　円×1.1×　　日間***＝***　　　　　　　円

1. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、伊豆の国市議会議員及び伊豆の国市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成28年伊豆の国市条例第47号）に基づき、伊豆の国市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、伊豆の国市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、伊豆の国市には請求ができない。

1. その他

この契約の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自１通を所持する

ものとする。

　　年　　月　　日

甲　　　住　所

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　　住　所（所在地）

　　　　氏　名（名称）

　参考様式第２号

選挙運動用自動車使用契約書

　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の借り入れに関して次のとおり契約を

締結する。

1. 使用目的　　　　　　　　公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用
2. 車種及び自動車登録番号又は車両番号
3. 台数　　　　　　　　１台
4. 使用期間
5. 契約金額

　　　　　　　　　内訳　　　　１日　　　　　円×1.1×　　日間＝　　　　　円

1. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、伊豆の国市議会議員及び伊豆の国長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成28年伊豆の国市条例第47号）に基づき、伊豆の国市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、伊豆の国市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、伊豆の国市には請求ができない。

1. その他

この契約の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自１通を

所持するものとする。

　　年　　月　　日

甲　　　住　所

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　　住　所（所在地）

　　　　氏　名（名称）

　参考様式第３号

選挙運動用自動車燃料供給契約書

　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給に関して次のとおり契約を締結する。

1. 燃料供給の期間及び量は、次のとおりとする。

燃料供給の期間

　　燃料供給量（予定総量）　　　　　　　　　リットル

２　供給を受ける自動車の自動車登録番号又は車両番号

３　契約金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

この契約金額は単価１リットル当たり　　　　　円（内消費税等　　　　円）とし、

選挙期間中の選挙運動用自動車への燃料の供給総量に単価を乗じた額とする。

４　請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、伊豆の国市議会議員及び伊豆の国市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成28年伊豆の国市条例第47号）に基づき、　伊豆の国市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行われなければならない。

　　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、伊豆の国市には請求ができない。

５　その他

この契約の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自１通を所持するものとする。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　甲　　　住　所

立候補届出印

　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　　住　所（所在地）

　　　　氏　名（名称）

　参考様式第４号

選挙運動用ビラ作成契約書

　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

1. 品　　名　　公職選挙法第143条に定めるビラ
2. 規格・品質・仕様等は、別紙のとおりとする。
3. 数　　量　　　　　　　　　　枚
4. 契約金額

内訳

1. 納品期限

1. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、伊豆の国市議会議員及び伊豆の国市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成28年伊豆の国市条例第47号）に基づき、伊豆の国市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、伊豆の国市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、伊豆の国市には請求できない。

1. その他

この契約の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自１通を所持する

ものとする。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　甲　　　住　所

立候補届出印

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　　住　所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（名称）

　参考様式第５号

選挙運動用ポスター作成契約書

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

1. 品　　名　　公職選挙法第143条に定めるポスター
2. 規格・品質・仕様等は、別紙のとおりとする。
3. 数　　量　　　　　　　　枚
4. 契約金額

内訳

1. 納品期限

1. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、伊豆の国市議会議員及び伊豆の国市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成28年伊豆の国市条例第47号）に基づき、伊豆の国市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、伊豆の国市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、伊豆の国市には請求できない。

1. その他

この契約の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自１通を所持する

ものとする。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　甲　　　住　所

立候補届出印

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　　住　所（所在地）

　　　　氏　名（名称）